

文化財の指定について

(提案理由)

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定に基づき、県の文化財として指定するにあたり、教育委員会において承認を得る必要がある。

参考：関係法令条項

●熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)

第4条第1項(指定)

教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第2条第1項第1号で規定する有形文化財をいい、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財(以下「県重要文化財」という。)に指定することができる。

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第5号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(18) 文化財の指定

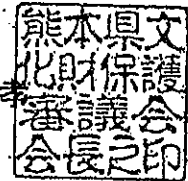


文審第1号

令和3年(2021年)2月9日

熊本県教育長
古閑 陽一 様

熊本県文化財保護審議会
会長 山尾 敏孝



文化財の県指定について。(答申)

令和3年(2021年)2月4日付け教文第2251号で諮問の
ありましたこのことについて、令和3年(2021年)2月9日に
開催の熊本県文化財保護審議会において慎重審議いたしました結果、
下記2件を熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)
第4条第1項に基づき重要文化財に指定するよう答申します。

記

物件1

名称:「金春流中村家能楽等関連資料」
指定種別:熊本県指定重要文化財(歴史資料)
答申理由:「熊本県文化財指定及び選定基準 第1 重要文化財 5 歴史資料(1)」

物件2

名称:「両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物」
指定種別:熊本県指定重要文化財(考古資料)
答申理由:「熊本県文化財指定及び選定基準 第1 重要文化財 4 考古資料(2)」



指 定 案 件

【重要文化財】

① こんばるりゅうなかむらけのうがくとうかんれんしりょう 金春流中村家能楽等関連資料（熊本市）

種別 熊本県指定重要文化財（歴史資料）

所在地 熊本市中央区古京町3-2 熊本博物館

文化財の概要

能楽のこんばるだゆう金春大夫（金春流家元）から奥義を伝授した中村家に伝わる能楽関連文書等。

中村家は能役者として加藤家、細川家に仕え、江戸時代後期には藩政の一端を担う一方、肥後金春流家元としての家名を維持した。

本資料は慶長期から戦後までと時期が幅広く、内容は芸能・行政・武士としての3つの性格を示し、構成資料の質が多様である点に特徴がある。特に、能楽の伝授をうけるため諸大名から差し出されたましようもん起請文※は、金春流中村家による能楽の需要を示すとともに、大名自身の血判が捺されている点で歴史的価値を有する。また、金春流の秘伝書や近世期における多数の「うたいほん謡本」は能楽史における一級資料で、肥後における能の歴史を知る上で不可欠の文化的遺産といえる。

※起請文：契約を交わす際、それを破らないことを神仏に誓う文書。

現代で言う。誓約書

【重要文化財】

② りょうはざまひ わたしいせきしゆつどさいしいぶつ 両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物（玉名市）

種別 熊本県指定重要文化財（考古資料）

所在地 玉名市繁根木72-3 玉名市文化財整理室

文化財の概要

玉名市に所在する両迫間日渡遺跡から出土した古墳時代の祭祀遺物。

土器、どせいもぞうひん土製模造品及びせきせいもぞうひん石製模造品を用いた祭祀儀礼の様子を想定でき、土器や土製模造品を中心とした祭祀から石製模造品を用いた祭祀への移り変わりを確認できる。

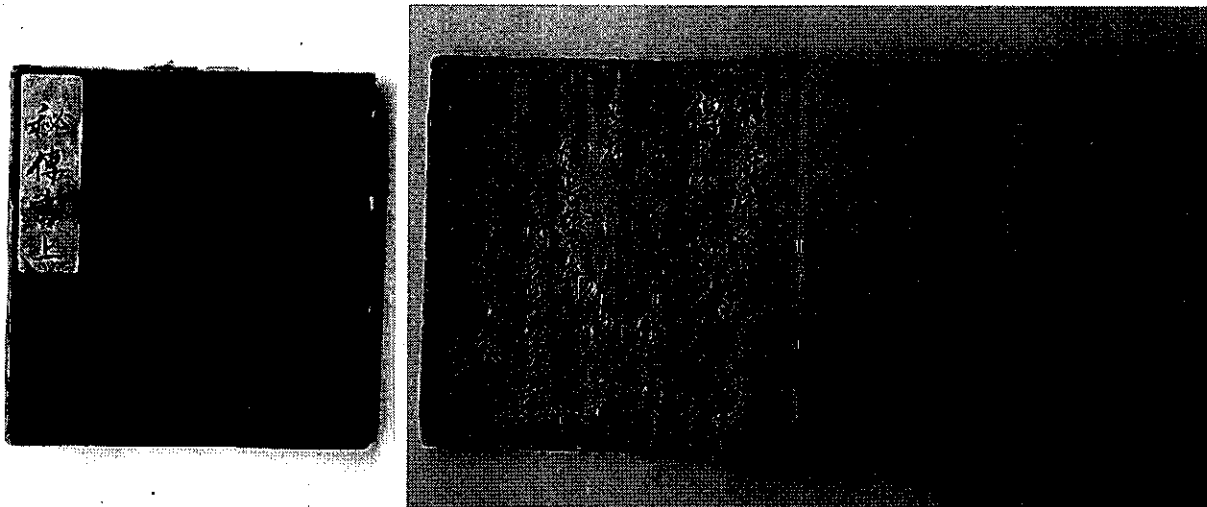
石製模造品は数量・精緻さともに県内随一で、特にけんがたせきせいひん剣形石製品の造形の精緻さは全国的にも際立っている。石製模造品の存在は玉名平野の首長と近畿の中央政権の関りを示すものでもあり、本資料は熊本の古墳時代史を語る上で欠かせない極めて高い学術的価値を有する。

調書

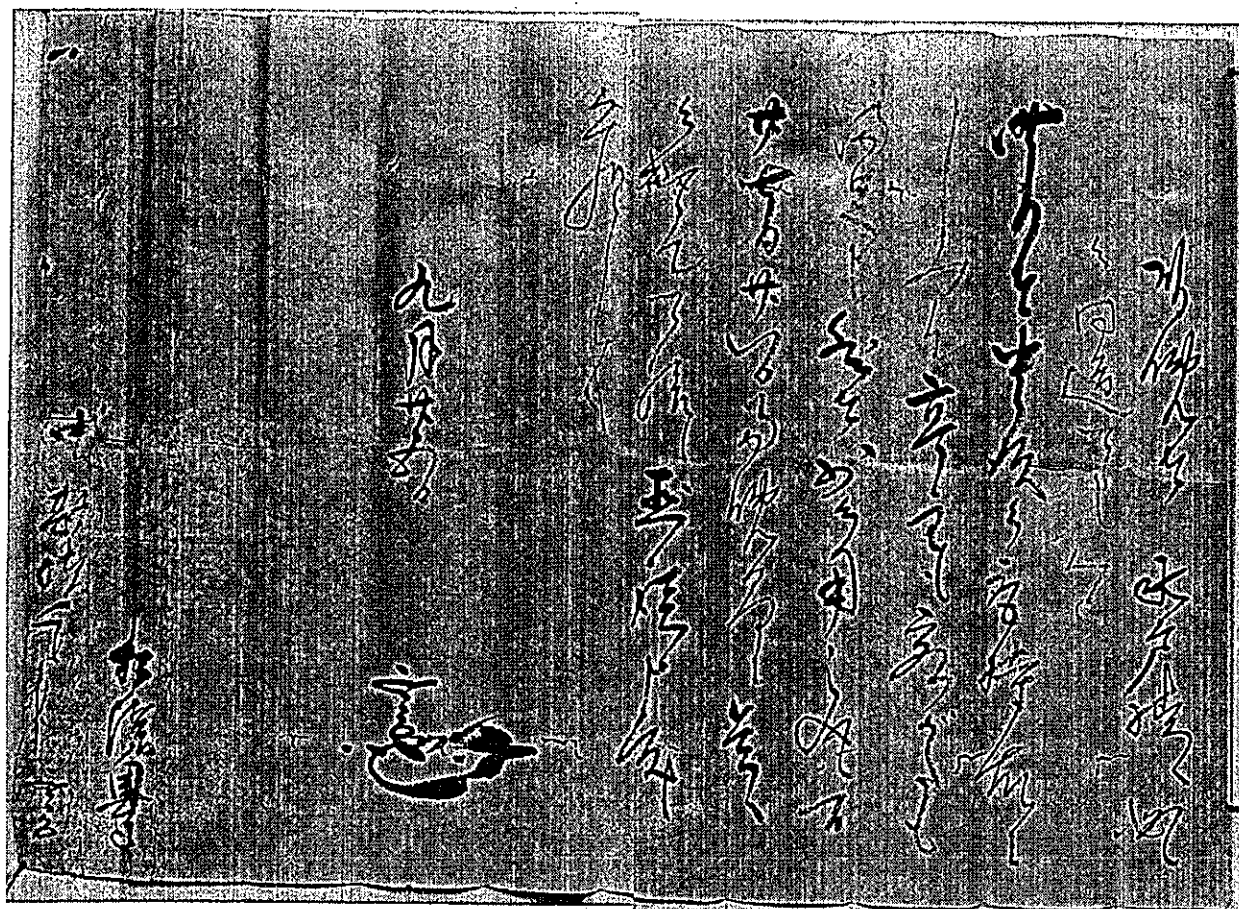
熊本市 「金春流中村家能楽等関連資料」の県指定重要文化財（歴史資料）の指定について

名 称	金春流中村家能楽等関連資料
員 数	268件339点
種 別	重要文化財（歴史資料）
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準第1の5（1）
申 請 者	熊本市教育委員会
所 在 地	熊本博物館（熊本中央区古京町3-2）
所 有 者	中村 勝（熊本県熊本市西区横手3-13-14）
概 要	<p>本資料は、江戸時代から近現代に至る文書268件（339点）から構成され、その中核は、江戸時代中期以降に本家から分家が引き継いだ能楽関連文書である。</p> <p>中村家初代は、豊臣秀吉の庇護を受けた金春安照（金春大夫・金春流家元）により能楽の奥義を伝授され、能役者として加藤家に、二代目以降は改易された加藤家に代わり細川家に仕えた。当家は元禄期に二家が分家し、その一つである庄右衛門家が正徳3年（1713年）頃に本家から能楽関連文書を譲られた。能役者として大名家に仕官した当家は、江戸時代後期には熊本藩の郡代及び奉行など行政職を歴任するようになっていくが、肥後金春流の家元としての家名と機能は保持した点に当家の特徴がある。</p> <p>以上のような当家の来歴から本資料の内容は多岐にわたるが、大別すると芸能・行政・武士の嗜みの3つの性格に分類できる。</p> <p>芸能に関する資料は金春安照による秘伝書のほか近世期の「謡本」等が中心であり、これらは能楽史における一級資料として評価できる。また、17世紀前半に幕臣、諸大名、細川家当主及び細川家重臣が発給した起請文（誓約書）等があり、これらは肥後金春流の全国的な受容を示す貴重な史料である。さらに、近現代資料として芸能・能楽研究者である内柴御風による「能楽史研究」の草稿等がある。この草稿等は未刊のため存在はほとんど知られていないが、当家が所有する能楽関連資料が早い時期から学術的に注目されていたことが窺える点で貴重である。</p> <p>行政に関する資料は、江戸時代中期以降における郡代及び奉行としての行政文書が多い。これらは熊本藩政史の更なる実態解明につながるものと評価できる。</p> <p>武士の嗜みに関する資料は、馬術の免許状、算術書及び武芸の稽古記録などが残っている。これらからは、近世において行政の一端を担う武士が身に付けるべき能力を窺うことができる。</p> <p>以上のように、本資料は芸能・行政・武士の嗜みという3つの性格においていずれの側面でも優れた価値を有している。また、本資料は現在に至るまで金春流の当家によって代々受け継がれ、良好な状態を維持してきた。このことから、県指定重要文化財として指定し保護をはかるものである。</p>
参考文献	

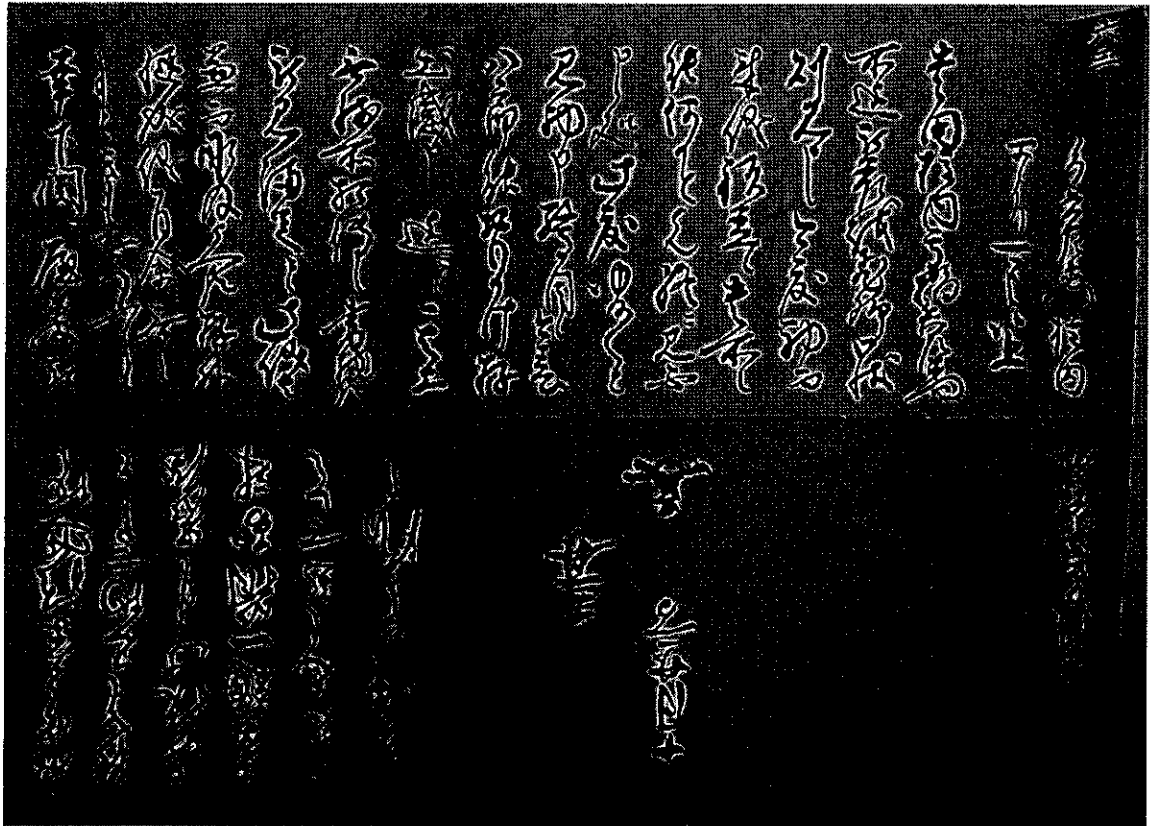
金春流安照『秘伝書 上 (中村勝三郎宛)』



伊達政宗書状 (中勘宛)



三斎書状 (中村少兵衛尉宛)



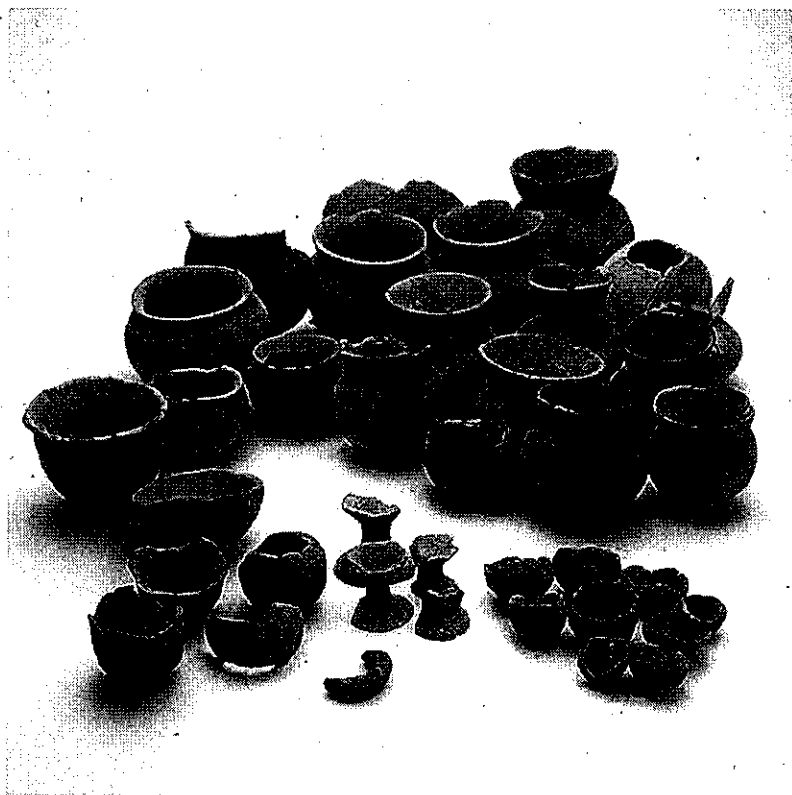
細川忠利自筆書状 (中村少兵衛宛)



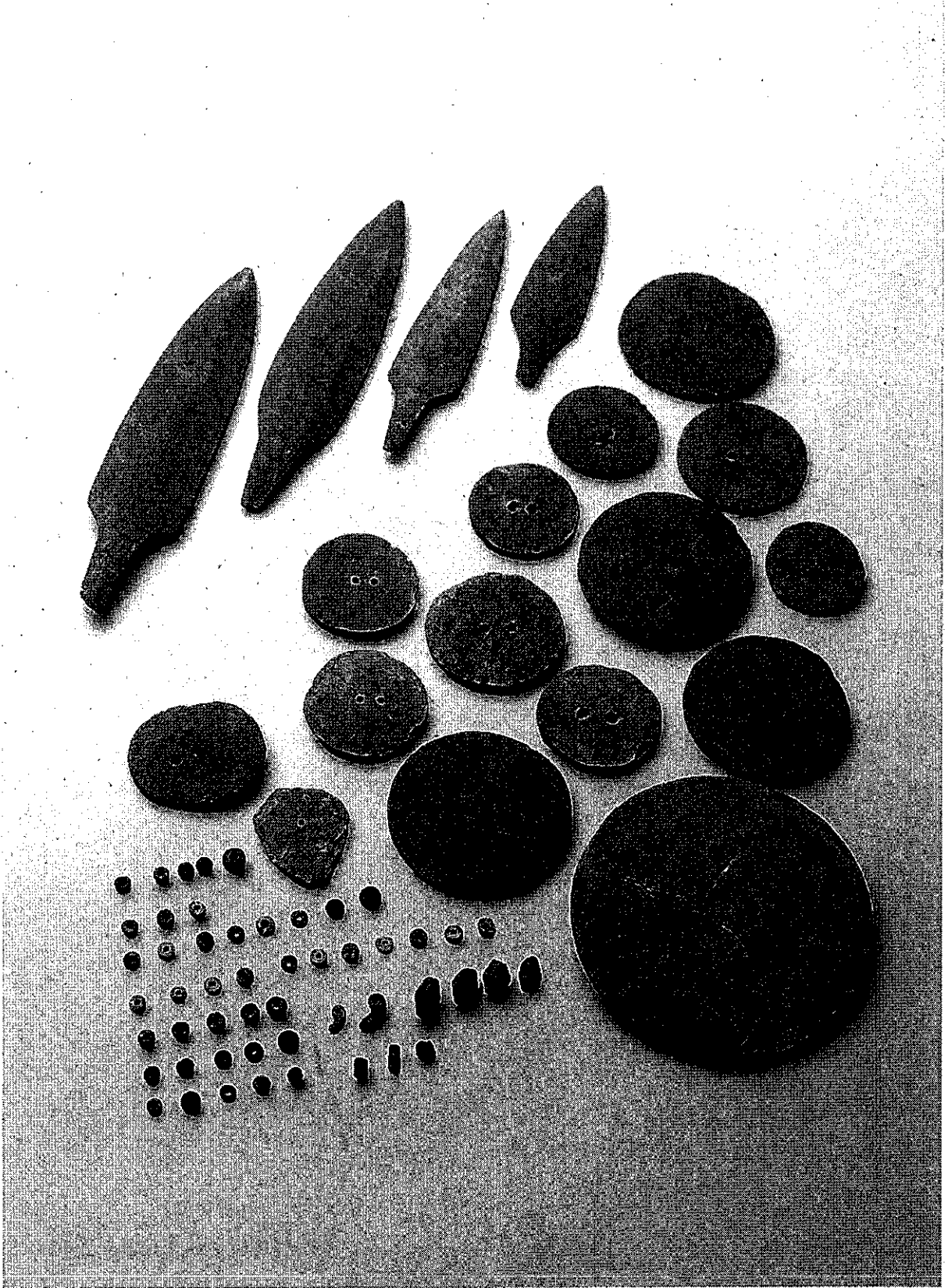
調書

玉名市 りょうはざまひわたしいせきしゆつどさいしいぶつ「両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物」の県指定重要文化財（考古資料）の指定について

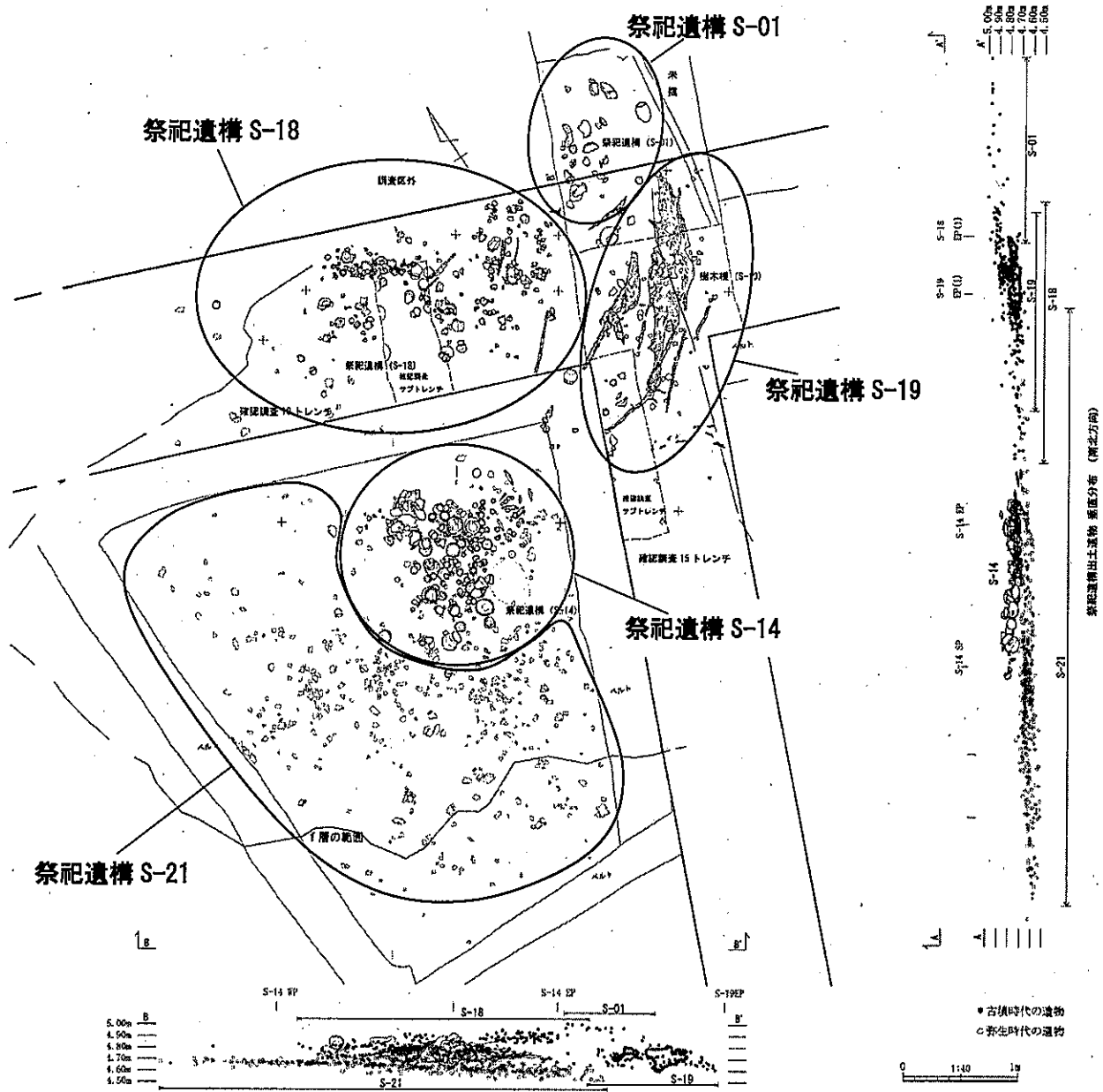
名 称	両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物
員 数	6種700点
種 別	重要文化財（考古資料）
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準第1の4（2）ア
申請者	玉名市教育委員会
所在地	玉名市文化財整理室（玉名市繁根木72-3）
所有者	玉名市教育委員会（玉名市岩崎163）
概 要	<p>両迫間日渡遺跡は、<small>きくちがわ</small> 菊池川と<small>はねぎがわ</small> 繁根木川に挟まれた玉名平野中央部の水田地帯に位置する遺跡である。数次に渡る発掘調査により、遺跡一帯では弥生時代以降水田耕作や畑作が行われていたことが判明した。本資料は、平成19年度に実施された、新玉名駅周辺整備に伴う発掘調査で出土した古墳時代の祭祀遺物である。</p> <p>これらの祭祀遺物は、クスノキの樹木根を中心に存在する5つの祭祀遺構から出土したもので、特に古墳時代中期中葉の祭祀遺構S-18と古墳時代中期後葉の祭祀遺構S-14は、土器、<small>どせいもぞうひん</small> 土製模造品及び<small>せきせいもぞうひん</small> 石製模造品を用いた祭祀儀礼の様子を想定できる良好な残存状況を保っていた。また、S-18とS-14の遺物組成からは、土器や土製品を中心とした祭祀から、石製模造品を用いた祭祀への変遷が確認できる。</p> <p>これら祭祀遺物の中で特筆すべきものは石製模造品で、その数量・精緻さともに県内随一といえる。特に、<small>けんがたせきせいひん</small> 剣形石製品は明確な<small>しのぎ</small> 鏑と<small>なかご</small> 茎を有するとともに、極めて丁寧に整形されており、造形の精緻さは全国的にも際立ったものといえる。</p> <p>石製模造品を用いた祭祀は近畿の中央政権により創出されたものである。古墳時代中期を中心に祭祀の場において列島各地で使用されたもので、これら器物の存在は近畿の中央政権と密接な関係があったことを示している。つまり、本資料からは玉名平野の首長が中央政権と関係を有し、石製模造品を用いた祭祀儀礼を導入したということが言える。これは、日本列島における古墳時代の地域間関係を考慮する上で学術的価値が特に高い。</p> <p>このように、両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物は、全国的に見ても造形の精緻さが際立った石製模造品を含み、古墳時代の祭祀の様子や祭祀具の時期的変遷を理解する上で重要な資料である。さらに、玉名平野の首長が近畿の中央政権と密接な関係を持っていたことを示すもので、熊本の古墳時代史を語る上で欠かせない、極めて高い学術的価値を有する。このことから、県指定重要文化財として指定し保護をはかるものである。</p>
参考文献	『両迫間日渡遺跡』玉名市文化財調査報告第19集 玉名市教育委員会、2009年 荒木隆宏「熊本県内の石製模造品」『熊本古墳研究』第3号、2010年 荒木隆宏「玉名平野の神まつり」『熊本古墳研究』第4号、2011年



上：祭祀遺構 S-14 出土土器
左：祭祀遺構 S-18 出土土器
右：出土ガラス玉



祭祀遺構 S-14 出土石製品



両迫間日渡遺跡祭祀遺構配置図